平成２９年度

滋賀県共同募金会守山市共同募金委員会

事業計画・予算書

平成29年度　共同募金運動について

１．趣　旨

戦後まもない昭和22年に、国民による第１回の共同募金運動が発足しました。その後、めまぐるしい社会情勢の変化を受け止めながらも今日まで成長し、赤い羽根共同募金として全国に浸透してまいりました。現在は、社会福祉法に基づき、第一種社会福祉事業として運動を展開しています。

運動発足の目的は「だれもが人間として尊重され生きる喜びに満ちあふれた生活をするために、人びとが心のふれあいを深め、おたがいに協力して明るく住みよい社会を築こう」という連帯感や相互扶助の精神でありました。しかし、これらが薄れつつある今日、社会福祉に対するニーズは多種多様にわたってきております。このようなことから、公的責任での社会保障や社会福祉の制度向上とあわせて、民間の発意とたすけあいによる自主的な福祉活動がより強く望まれるようになってまいりました。

共同募金は、民間社会福祉事業に必要な資金を、寄付者自らの福祉を高めるための拠出運動であるという認識のもとに、深いご理解とご協力を得ながらこの運動を展開し、社会福祉の拡充強化をはかり、地域の福祉を推進するものです。

２．共同募金会の組織

共同募金会は、国・都道府県・市町村の順に、中央共同募金会・都道府県共同募金会・市町村共同募金委員会と組織されています。

守山市においては、滋賀県共同募金会守山市共同募金委員会の事務局を守山市社会福祉協議会におき、社協役員、自治会、民生委員児童委員、その他関係機関職員および団体でこれを組織しています。

３．募金目標額について

滋賀県共同募金会では、県内の受配者の要望を取りまとめ総合的視野をもった配分委員会等を経て、年度毎の配分計画がたてられます。そして、この計画に基づき市町共同募金委員会に対する広域配分分担金額が設定されます。

また、市町共同募金委員会においても、当該地域で必要とされる事業等に対する配分計画をたて、広域配分分担金を含めた一般募金、歳末たすけあい募金のそれぞれに目標額を設定することになります。

つまり募金目標額とは、都道府県ごと、市町村ごとにその地域における民間社会福祉事業に必要と認められる募金の総額であり、それぞれの配分計画がその根拠となっています。

平成29年度　滋賀県共同募金会守山市共同募金委員会事業計画

Ⅰ　基本方針

近年の共同募金を取り巻く環境は、全国的には平成８年度以降毎年募金実績が減少するなど、厳しいものが続いています。一方、少子高齢化の進展や世帯人員の減少、また、社会的孤立や経済的困窮などの問題があいまって、様々な課題がおきており、解決には公的支援に加えて、民間社会福祉関係者による支援が重要となっており、共同募金の果たす役割はますます重要なものとなっています。

本市においては、設定した目標額を達成することができており、ひとえに自治会のご協力をはじめ、企業・団体等による、職域・イベント・募金箱設置など、幅広い支援あっての賜物です。しかしながら、それに安穏とすることなく、より一層住民に理解いただけるよう、「見える化」に努めなければなりません。

平成28年、共同募金７０周年答申『参加と協働による「新たなたすけあい」の創造』が出されました。守山市社会福祉協議会においても、「みんなが主役　つながる　ささえあう　福祉のまちづくり」を基本理念とする、第３次守山市地域福祉活動計画が策定されたことを受け、より一層、住民にわかりやすく、共感が得られる募金運動、助成事業の実施に向け、取り組んで参ります。

Ⅱ　重点事項

(1) 社会福祉法人制度改革に伴う組織・規則の改訂

滋賀県共同募金会の組織改編に準拠して組織・規則の改訂をおこない、より一層、「見える化」に努めます。

(2)　テーマ別募金運動等の検討、実施

第３次守山市地域福祉活動計画、基本計画Ⅰの重点的に取り組む福祉活動を実現すべく、全自治会に車いす配備に向けたテーマ募金運動等の検討、実施します。（配分事業の実施は30年度になります）

Ⅲ　個別事業計画

1. 会務の運営

（1）理事会、評議員会の開催

・５月（事業報告・決算について　他）

（2）審査委員会の開催

・１月（募金目標額の設定、助成事業の監査、評価等）

・随時（公募事業の助成申請について）

（3）組織の検討

・滋賀県共同募金会組織改編に基づいて、市共同募金委員会の組織見直しに着手

2. 共同募金運動の実施

（1）共同募金目標額の設定　　13,350千円

一　般　募　金　　10,000千円

歳末たすけあい募金　　3,350千円

（2）運動期間

平成29年10月１日から平成30年3月31日まで

10月、11月は主として一般募金、12月は歳末たすけあい募金、1～3月はテーマ募金として実施

（3）戸別募金の推進

（4）街頭募金の実施（毎年10月1日　駅周辺で啓発の他、期間中10回以上実施）
（5）法人・学校・職域募金の推進（依頼先・依頼方法の見直し）
（6）イベントや店頭等募金箱設置場所の拡大

3. 助成の実施

（1）市社会福祉協議会への助成（学区社会福祉協議会、自治会へ助成事業含む）

助　成　先	助　成　額（予算）	主な内容
守山市社会福祉協議会	６，４３８，０００円	ボランティアグループへの助成、 ふとん丸洗い（冬） 社協だより、社会福祉大会　他
学区社会福祉協議会	３５４，０００円 ６７９，０００円 ２９０，０００円	学区社協福祉活動計画推進事業 高齢者給食サービスの実施 見守り支え合い活動への助成
自治会	１，３１０，０００円 ２９０，０００円 ３００，０００円	自治会子育てサロン助成 見守り支え合い活動への助成 カフェ型サロン助成

（2）各種福祉団体等への助成

助　成　先	助　成　額（予算）	主な内容
学区社会福祉協議会	３７０，０００円	学区子ども子育て事業への助成
守山市介護者希望会	２０，０００円	年間活動費への助成
守山市老人クラブ連合会	５０，０００円	高齢者スポーツ大会事業への助成
守山市身体障害者連合会	７５，０００円	障害者交流事業への助成
守山野洲養護学校守山地区	３０，０００円	障害者保護者会活動への助成
守山市地域里親会	２０，０００円	お別れ会交流事業への助成
守山市母子福祉のぞみ会	５０，０００円	母子のつどいへの助成

（3）提案事業

助　成　先	助　成　額（予算）	主な内容
自治会・学区社協	７００，０００円	福祉事業の活性化に必要な備品等購入、講演会・勉強会等の謝金、防災備品等購入　他
施設・団体等	３００，０００円	

4. 広報・啓発活動の実施

（1）運動資材（赤い羽根・ティッシュ・オリジナルグッズ）による啓発
（2）募金使途の「見える化」推進
・市社協ホームページに随時情報公開、広報紙「社協だより」で助成事業や啓発運動の紹介等
・イベント等開催時に共同募金コーナーの設置ならびに啓発
・配分金助成先団体に啓発運動への参加呼びかけ
・福祉学習等での出前講座を継続

5. その他の取組み

（1）依頼先や依頼方法の見直し（郵送や会議での依頼から直接訪問して依頼）
（2）募金箱設置場所の拡大　　～いつでも・どこでもできる募金～
（3）社協事業（貸出物品等）と併せて募金箱設置の依頼
（4）広域助成対象事業の積極的活用

拠点／サ区別　資金収支当初予算書

平成29年4月

法人：
事業：社会福祉事業
拠点：社会福祉事業
サ区：守山市共同募金委員会

（単位：千円）

勘 定 科 目	前年度予算額	当初予算額	増減	備 考
＜　事業活動による収支　＞				
＜　収入　＞				
共同募金収入	13,000	13,350	350	
一般募金収入	9,650	10,000	350	
法人募金以外の収入	9,300	9,650	350	
法人募金の収入	350	350	0	
地域歳末たすけあい募金収入	3,350	3,350	0	
法人募金以外の収入	3,300	3,300	0	
法人募金の収入	50	50	0	
受取利息配当金収入	1	1	0	
事業活動収入計(1)	13,001	13,351	350	
＜　支出　＞				
人件費支出	150	150	0	
役員報酬支出	150	150	0	
事業費支出	1,169	1,155	△14	
通信運搬費支出	124	110	△14	
通信費支出	124	110	△14	
会議費支出	80	80	0	
広報費支出	965	965	0	
運動資材費支出	965	965	0	
事務費支出	129	119	△10	
旅費交通費支出	15	15	0	
事務消耗品費支出	90	78	△12	
印刷製本費支出	19	20	1	
手数料支出	5	6	1	
共同募金配分金支出	10,629	11,276	647	
一般募金配分金支出	7,512	8,106	594	
地域歳末たすけあい配分金支出	3,117	3,170	53	
地域歳末たすけあい配分金支出	3,117	3,170	53	
事業活動支出計(2)	12,077	12,700	623	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	924	651	△273	
＜　施設整備等による収支　＞				
＜　収入　＞				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
＜　支出　＞				
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
＜　その他の活動による収支　＞				
＜　収入　＞				
サービス区分間繰入金収入	300	180	△120	
寄付金区分間繰入金収入	300	180	△120	
法人内部間取引収入	6,590	6,630	40	
本会からの収入	6,590	6,630	40	
その他の活動収入計(7)	6,890	6,810	△80	
＜　支出　＞				
サービス区分間繰入金支出	300	180	△120	
本部区分間繰入金支出	300	180	△120	

拠点／サ区別　資金収支当初予算書

平成29年4月

法人：
事業：社会福祉事業
拠点：社会福祉事業
サ区：守山市共同募金委員会

（単位：千円）

勘定科目	前年度予算額	当初予算額	増減	備考
法人内部間取引支出	9,650	10,000	350	
本会への支出	9,650	10,000	350	
一般募金支出	9,650	10,000	350	
その他の活動支出計(8)	9,950	10,180	230	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△3,060	△3,370	△310	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△2,136	△2,719	△583	
前期末支払資金残高(12)	2,136	2,719	583	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	

拠点／サ区別　資金収支当初予算書

平成29年4月

法人：
事業：社会福祉事業
拠点：社会福祉事業
サ区：守山市共同募金委員会
　　本部

（単位：千円）

勘 定 科 目	前年度予算額	当初予算額	増減	備 考
＜　事業活動による収支　＞				
＜　収入　＞				
受取利息配当金収入	1	1	0	
事業活動収入計(1)	1	1	0	
＜　支出　＞				
人件費支出	150	150	0	
役員報酬支出	150	150	0	
事業費支出	1,169	1,155	△14	
通信運搬費支出	124	110	△14	
通信費支出	124	110	△14	
会議費支出	80	80	0	
広報費支出	965	965	0	
運動資材費支出	965	965	0	
事務費支出	129	119	△10	
旅費交通費支出	15	15	0	
事務消耗品費支出	90	78	△12	
印刷製本費支出	19	20	1	
手数料支出	5	6	1	
事業活動支出計(2)	1,448	1,424	△24	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△1,447	△1,423	24	
＜　施設整備等による収支　＞				
＜　収入　＞				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
＜　支出　＞				
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
＜　その他の活動による収支　＞				
＜　収入　＞				
サービス区分間繰入金収入	300	180	△120	
寄付金区分間繰入金収入	300	180	△120	
法人内部間取引収入	965	965	0	
本会からの収入	965	965	0	
その他の活動収入計(7)	1,265	1,145	△120	
＜　支出　＞				
その他の活動支出計(8)	0	0	0	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	1,265	1,145	△120	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△182	△278	△96	
前期末支払資金残高(12)	182	278	96	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	

拠点／サ区別　資金収支当初予算書

平成29年4月

法人：
事業：社会福祉事業
拠点：社会福祉事業
サ区：守山市共同募金委員会
　　寄付金

（単位：千円）

勘 定 科 目	前年度予算額	当初予算額	増減	備 考
＜　事業活動による収支　＞				
＜　収入　＞				
共同募金収入	13,000	13,350	350	
一般募金収入	9,650	10,000	350	
法人募金以外の収入	9,300	9,650	350	
法人募金の収入	350	350	0	
地域歳末たすけあい募金収入	3,350	3,350	0	
法人募金以外の収入	3,300	3,300	0	
法人募金の収入	50	50	0	
事業活動収入計(1)	13,000	13,350	350	
＜　支出　＞				
共同募金配分金支出	10,629	11,276	647	
一般募金配分金支出	7,512	8,106	594	
地域歳末たすけあい配分金支出	3,117	3,170	53	
地域歳末たすけあい配分金支出	3,117	3,170	53	
事業活動支出計(2)	10,629	11,276	647	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	2,371	2,074	△297	
＜　施設整備等による収支　＞				
＜　収入　＞				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
＜　支出　＞				
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
＜　その他の活動による収支　＞				
＜　収入　＞				
法人内部間取引収入	5,625	5,665	40	
本会からの収入	5,625	5,665	40	
その他の活動収入計(7)	5,625	5,665	40	
＜　支出　＞				
サービス区分間繰入金支出	300	180	△120	
本部区分間繰入金支出	300	180	△120	
法人内部間取引支出	9,650	10,000	350	
本会への支出	9,650	10,000	350	
一般募金支出	9,650	10,000	350	
その他の活動支出計(8)	9,950	10,180	230	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△4,325	△4,515	△190	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△1,954	△2,441	△487	
前期末支払資金残高(12)	1,954	2,441	487	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	

○ 滋賀県共同募金会災害見舞金交付要綱

（趣旨）

第１条　滋賀県共同募金会緊急対策資金管理運用規程第３条の規定に基づき、風雪水害、火災および地震等により被害を受けたもの（災害救助法が適用される災害を除く。）に対する見舞金の交付について必要なことを定める。

（見舞金の額および交付基準）

第２条　見舞金の額および交付基準は、次のとおりとする。

（１）住家（世帯員が住家(離れを含む)として使用しているものに限り、店舗、倉庫および納屋は除く。）の焼失、流失または倒壊の場合は、１世帯に20,000円。

（２）前号の焼失、流失および倒壊は、その被害面積が延べ床面積の３割程度以上（共同募金委員会長が同程度と認めた場合を含む）のものとする。

（３）第１号に定める住家が床上浸水した場合（相当部分の補修が必要と共同募金委員会長が認めたもの）は、１世帯に20,000円。

（４）被害を受けた住家に複数の世帯が入居している場合は、見舞金の交付先は、１世帯限りとする。ただし、共同住宅の場合はこの限りでない。

（見舞金の交付方法）

第３条　共同募金委員会長は、管内において第１条に定める災害が発生し被害の程度が前条の基準に該当する場合は、本会会長名の見舞金を速やかに被害者に交付するものとする。

なお、見舞金の交付に関し疑義がある場合は、本会に確認のうえ交付するものとする。

２　共同募金委員会長は、前号の見舞金を交付した後、災害見舞金交付申請書（別紙様式）に証拠書類（新聞記事の写または消防署の発行する証明書）を添付して本会会長に提出するものとする。

３　本会会長は、前号の災害見舞金交付申請書を受理したときは、速やかに共同募金委員会長の指定する口座に振込送金するものとする。

付　則

１　この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

２　従来の災害見舞金交付要綱は、これを廃止する。

付　則

この要綱は、平成10年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成18年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成22年５月12日から施行する。

平成２９年度

日本赤十字社滋賀県支部

守山市地区会計予算書

平成29年度　日本赤十字社 活動資金の募集について

日本赤十字社滋賀県支部守山市地区

1．趣　旨

日本赤十字社の行う活動は、皆さまからの資金協力とボランティアで支えられています。日本赤十字社が国内外を問わず、緊急救援から復興支援に至るまで幅広い活動を展開できるのは、赤十字の目的に賛同し、活動資金をお寄せいただく会員をはじめ多くの方々に支えられているからです。引き続き「人間のいのちと健康、尊厳を守る日本赤十字社」として活動していくためには、一人でも多くの方々の理解と協力を得て、会員の増強を図る必要があります。

毎年５月、全国的に「赤十字会員増強運動」が展開されますので、守山市においてもこの時期を中心に、自治会等を通じて広く会員の募集をお願いしております。

2．平成２９年度目標額

滋 賀 県	１５２，３８８，０００円
守 山 市	８，７０７，０００円

3．赤十字とは

人間の社会は、政治・経済だけで成り立っているものではなく、その中に温かい人間愛の精神が流れ合うことによって幸せな世の中が運営されていくのです。誰の胸の中にも内在する人間愛の精神から発する善意を結集して世の中の不幸な人々を助け、さらに社会を一層住みよくするために努力するのが赤十字の使命です。

4．赤十字の組織

赤十字社連盟を通じて世界186ヶ国以上につながる赤十字社は、一国一社のたてまえで組織されています。日本赤十字社は東京に本社をおき、各都道府県の県庁所在地に47支部をおいています。支部の下部組織として地区と分区があります。守山市においては、日本赤十字社滋賀県支部守山市地区の事務局を守山市社会福祉協議会においています。

また、日本赤十字社の機構の中には医療センターをはじめとする医療、看護師養成、児童福祉、血液センターなどの常設施設もあり、これらは一部を除き、それぞれ所在の支部に属して事業をおこなっています。

5．赤十字社会員とは

これまで、赤十字の支援者を「社員」とお呼びしていましたが、平成29年４月から、「会員」と改めました。

日本赤十字社の活動は、赤十字の理念に賛同して加入した方が拠出したお金「会費（社費）」と、広く一般国民の皆様から寄せられる「寄付金」によって支えられています。

会員は、単なる協力者ではなく、赤十字のかけがえのないパートナーです。これまでと変わることなく、年額500円以上の活動資金（会費）のご協力をお願いします。その中で、年額2,000円以上の協力者は、滋賀県支部に登録され、活動報告等が郵送されます。

活動資金を納入し赤十字の一員になっていただくことが、人道の原則のもと、社会貢献の諸活動に赤十字をとおして参加されることにつながります。

6．社資功労にかかる表彰

日本赤十字社に対し、協力いただいた活動資金の額に応じて、次のような称号や記章等が贈られます。

特別社員章　：一時に２万円以上の会費のご協力をいただいた方
　　：毎年2,000円以上の会費の協力をいただき、累計額が２万円に達した方
支部長感謝状：一時または累計額が10万円以上20万円未満の活動資金のご協力をいただいた方
銀色有功章　：一時または累計額が20万円以上50万円未満の活動資金のご協力をいただいた方

金色有功章　：一時または累計額が50万円に達する活動資金にご協力をいただいた方

８．寄付金に対する税制上の優遇措置

日本赤十字社に対して、活動資金のご協力をいただくと、税制上の優遇を受けることができます。

日赤災害時支援について

○ 災害救援物資及び弔慰金交付基準（要約抜粋）

災害があって住家の焼失、崩壊、流失の場合および死亡者に対し、次の交付基準により、災害救援物資及び弔慰金が交付されます。（災害救助法が適用される災害を除く。）

１）住家が全焼・全壊・流出の場合　（生活の本拠でない倉庫、作業場等は含まない。）

毛　　布	１人１枚
緊急セット	１世帯１セット
大判タオル	１人１枚

※ 冬季（11月～3月）毛布は１人２枚

２）住家が半焼・半壊・床上浸水の場合　（生活の本拠でない倉庫、作業場等は含まない。）

	１～６人世帯	７人以上世帯
緊急セット	１セット	
タオル	２本	４本

※ 被害程度により全焼・全壊扱いにしてもよい。

３）災害により避難所等に避難を要する場合

毛　　布	１人１枚
緊急セット	１世帯につき１セット

４）死亡者への弔慰金

１人につき１０，０００円

平成29年度　日本赤十字社滋賀県支部守山市地区会計　予算

収　入　　単位：千円

款	項	目	29年度予算	28年度予算	比較増減	説　明
1. 会費			7,000	7,600	△ 600	（内訳）戸　別　6,200,000円
	1. 会費		7,000	7,600	△ 600	奉仕団　700,000円
		1. 会費	7,000	7,600	△ 600	支部受付　100,000円
2. 交付金			910	988	△ 78	
	1. 地区分区交付金		910	988	△ 78	
		1. 事務費交付金	560	608	△ 48	会費実績額×８%
		2. 事業費交付金	350	380	△ 30	会費実績額×５%
3. 繰越金			559	260	299	
	1. 繰越金		559	260	299	
		1. 繰越金	559	260	299	
4. 雑収入			31	31	0	
	1. 雑収入		31	31	0	
		1. 雑収入	31	31	0	県支部より一日研修開催助成金30,000円 預金利子等1,000円
収　入　合　計			8,500	8,879	△ 379	

支　出　　単位：千円

款	項	目	29年度予算	28年度予算	比較増減	説　明
1. 納付金			7,000	7,600	△ 600	
	1. 納付金		7,000	7,600	△ 600	
		1. 会費	7,000	7,600	△ 600	募集会費を県支部へ納付
2.事務費			100	100	0	
	1. 会員管理及び会費募集活動に伴う事務的経費		100	100	0	
		1. 人件費を除く事務的経費	100	100	0	消耗品、印刷代、郵送代 等
3. 事業費			1,400	1,179	221	
	1. 事業費		1,400	1,179	221	
		1. 災害救護費	512	441	71	災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ備品、研修会、医薬品
		2. 奉仕団費	588	508	80	活動費320、一日研修会100、リーダー研修（9×14人）、委員長研修（6×7人）
		3. 青少年赤十字費	30	30	0	青年赤十字奉仕団活動助成
		4. 広報活動費	270	200	70	広報費200,000円、会費還元金70,000円
支　出　合　計			8,500	8,879	△ 379	

守山市社会福祉協議会のあゆみ

昭和３１年　９月１１日	守山町社会福祉協議会発足
昭和３９年　４月　１日	心配ごと相談所の開所
昭和４１年　６月　９日	社会福祉法人として守山町社会福祉協議会設立認可（厚生省社第１３４号）
	会長に守山町長北川俊一就任
昭和４３年　６月２４日	守山町社会福祉協議会定款施行細則の制定
昭和４５年　６月　９日	会長に島田武一就任
昭和４５年１１月　４日	昭和４５年７月１日市制施行により、社会福祉法人守山町社会福祉協議会から社会福祉法人守山市社会福祉協議会に名称変更認可（厚生省社第６６７号）
昭和４６年　２月　１日	玉津学区社会福祉協議会設立
昭和４６年　４月　１日	中洲学区社会福祉協議会設立
昭和４６年　５月　１日	守山学区・小津学区・速野学区社会福祉協議会設立
昭和４６年　５月　２日	河西学区社会福祉協議会設立
昭和４７年　６月　９日	会長に寺田喜久治就任
昭和４９年　５月２８日	吉身学区社会福祉協議会設立
昭和４９年　６月　９日	会長に三浦義二就任
昭和５０年　５月１９日	理事定数改正により定款一部変更
昭和５０年　５月３０日	会長に大井角次就任
昭和５１年　１月　１日	守山善意銀行設置
昭和５１年　４月　１日	福祉ヤクルト事業開始
昭和５２年　４月　１日	守山市奉仕活動センター（ボランティアセンター）設置
昭和５４年　４月　１日	守山駅東口自転車駐車場管理受託
昭和５５年　６月　９日	会長に村瀬慶治就任
昭和５７年　４月　１日	守山駅東口西口自動車駐車場管理受託
昭和５８年　４月　１日	給食サービス事業開始
昭和５９年　９月　１日	福祉基金設置
昭和６１年　３月　１日	守山市社会福祉協議会強化計画推進委員会の設置
昭和６１年　３月　１日	会長に寺田智就任
昭和６２年　２月１３日	社会福祉協議会基盤強化について提言を受ける
昭和６２年　４月　１日	守山市社会福祉協議会強化計画大綱の制定
昭和６３年　８月１２日	厚生省より福祉ボランティアのまちづくり事業（ボラントピア事業）の指定を受ける
	ボランティアコーディネーターを配置
昭和６３年　８月２４日	福祉啓発推進員「ふくし記者」を設置
昭和６３年１２月１５日	広報紙「しあわせ」創刊
平成　元年　１月１３日	当面の社協活動方針の制定
平成　元年　２月１５日	守山市ボランテイア情報創刊号発行
平成　元年　３月１９日	第１回住民福祉映画会の開催
平成　元年　４月　１日	福祉のまちづくりのための「市民意識調査」実施
平成　元年　６月　９日	社会福祉事業法改正により定款一部変更
平成　元年　９月２０日	車椅子貸与事業実施、地域福祉推進啓発用器材貸与事業開始（イベント等の機材）
平成　元年１１月	「守山の社会福祉のあゆみ」発行

平成　2年　4月　1日　　エアーマット貸与及び助成事業実施
平成　2年　4月　1日　　速野小学校、守山中学校福祉活動推進校指定
平成　3年　4月　1日　　社協会員を一般会員、福祉関係団体会員、福祉施設会員、個人賛助会員、特別賛助会員に改める
平成　3年　4月　1日　　機能訓練送迎サービス事業受託、盲人ガイドヘルパー派遣事業受託
平成　3年　5月31日　　会長に田中甲子就任
平成　4年　4月　1日　　ボランティア基金設置
平成　4年　9月　8日　　福祉のまちづくりシンポジウムの開催
　　玉津小学校福祉推進校に指定
　　法律相談の開設
平成　5年　4月　1日　　守山市社会福祉協議会事務所福祉保健センター内に移転
平成　5年　6月30日　　厚生省より「ふれあいのまちづくり事業」の指定を受ける
平成　5年　8月24日　　ふれあいのまちづくり事業推進会の設置
平成　5年10月21日　　小津・玉津・中洲学区に地域福祉推進員の設置
平成　5年11月18日　　玉津学区に福祉協力員の設置
平成　5年12月13日　　中洲学区に福祉協力員の設置
平成　6年　2月　7日　　小津学区に福祉協力員の設置
平成　6年　8月　1日　　速野学区に地域福祉推進員の設置
平成　6年　9月　1日　　速野学区に福祉協力員の設置
平成　6年11月11日　　高齢者ふれあい交流事業「すこやかサロン」開始
平成　6年11月27日　　第1回在宅介護者のつどい開催
平成　7年　1月　4日　　河西学区に地域福祉推進員の設置
平成　7年　1月30日　　河西学区に福祉協力員の設置
平成　7年12月　1日　　守山学区に地域福祉推進員の設置
平成　8年　2月　1日　　守山学区に福祉協力員の設置
平成　8年　3月15日　　会長に遠藤繁雄就任
平成　8年12月　1日　　吉身学区に福祉協力員の設置
平成　8年12月　6日　　全社協モデル定款変更のため定款を一部改正
平成　9年　3月31日　　福祉ヤクルト事業廃止
平成　9年　4月　1日　　吉身学区に地域福祉推進員の設置
平成　9年　4月　1日　　ホームヘルパー事業受託
平成10年　3月12日　　歳末配分検討委員会設置
平成10年　3月31日　　「ふれあいのまちづくり事業」の指定終了
平成10年　4月　1日　　滋賀県地域福祉活動支援事業実施
平成10年11月12日　　地域福祉活動計画策定委員会設置
平成10年12月　7日　　訪問散髪サービス事業実施（歳末たすけあい運動）
平成10年12月16日　　ふとん丸洗いサービス事業実施（歳末たすけあい運動）
平成11年　3月　3日～6日　　腹話術講座開講
平成11年　5月12日　　共同募金運動実施委員会設置
平成11年　6月24日　　点字講座開講
平成11年　7月29日　　福祉ちょっと体験スクール開講
平成11年10月　1日　　地域福祉権利擁護事業開始
平成12年　4月　1日　　介護保険制度施行に伴い、居宅介護支援事業・訪問介護事業・訪問看護事業を開始（定款を一部改正）
平成12年　6月　1日　　会長に松村肇就任
平成12年　6月15日　　広報紙「もりやま社協だより」創刊
平成12年　8月22日　　第1回そばづくり講習会開催

平成１３年　２月２３日	地域福祉活動計画完成
平成１３年　３月３０日	全社協モデル定款変更のため定款を一部改正
平成１３年　４月　１日	第三者委員を設置し、苦情解決制度開始
平成１３年１１月　９日	厚生労働大臣表彰を受賞（地域福祉の増進、社会福祉法制定５０周年）
平成１４年　４月　１日	石田デイサービスセンター・在宅介護支援センターの運営開始（定款を一部改正）
平成１４年　７月　１日	滋賀県健康福祉セーフティネット促進事業実施
平成１５年　３月３１日	視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業（市受託）終了
平成１５年　３月３１日	身体障害者ホームヘルプサービス事業（市受託）終了
平成１５年　４月　１日	お話し相手ボランティア派遣事業（市受託）開始
平成１５年　４月　１日	滋賀県健康福祉プロジェクト事業受託
平成１５年　７月２０日	第１回石田デイサービスセンター夏祭り開催
平成１５年１０月　１日	外出支援ボランティア「はぁーと」結成
平成１６年　１月～２月	福祉協力員活動充実のための意識調査実施
平成１６年　８月　１日	在宅子育て不安予防システムモデル事業（県社協受託）
平成１６年８月～１１月	市社協補助金等あり方検討委員会開催（委員５名、会議４回）
平成１７年　３月２４日	子育て支援ボランティア「オアシス」結成
平成１７年　４月　１日	ファミリー・サポート・センター事業（市受託）
平成１７年　６月２８日	地域福祉活動検討委員会開催(委員６名、会議５回)
平成１７年　８月２４日	災害ボランティアコーディネーター養成講座（市受託）開講
平成１７年１１月　１日	支援費制度事業（訪問介護）開始
平成１８年　２月２１日	「福祉のまちづくりをすすめていく指針」策定
平成１８年　３月	すこやか体操ビデオおよびテキスト発行
平成１８年　３月１１日	守山災害ボランティア・コーディネーター「ふなボタル」結成
平成１８年　３月３１日	滋賀県健康福祉プロジェクト事業（県社協受託）終了
平成１８年　３月３１日	在宅介護支援センターの運営（市受託）終了
平成１８年　４月　１日	駅前東口自転車駐車場、石田デイサービスセンターの管理経営の指定管理を市より受ける（いずれも継続受託）ため、定款を一部改正
	介護予防事業、（市受託）開始
平成１８年　６月　１日	会長に山本富夫就任
平成１８年　８月２９日	市社協改革推進のための検討会議開催（委員２２名、会議７回）
平成１８年１０月　１日	福祉有償運送事業の開始
	地域いきいき広場事業、障害者移動支援事業(いずれも市受託)開始
平成１８年１１月２３日	市社協法人化４０周年記念守山市社会福祉大会開催
平成１９年　２月２３日	地域福祉活動事例集「こんな取り組みありますよ」発行
平成１９年　３月２４日	すこやか体操「お口編」発行
平成１９年　５月　１日	顧問設置のため、定款を一部改正
平成１９年　７月１１日	団塊世代支援事業（市受託）開始
平成２０年　３月３１日	介護予防事業(市受託)終了
平成２０年　３月３１日	すこやかサロンおしながきレシピ集の発行
平成２０年　５～　８月	学区社協との懇談会開催
平成２０年　７月　１日	回想法ボランティア養成事業（市受託）開始
平成２１年　３月３１日	市すこやかサロン事業終了
平成２１年　３月３１日	子育てサロン啓発冊子「子育てサロンってなぁ～に？」発行
平成２１年　４月　１日	地域協働推進事業（市受託）開始
	地域生活応援ボランティア「安心お助け隊」結成

平成２１年　４月１１日	スリーハート社協開所（居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問看護事業を平和堂守山店２階へ移転）
平成２１年　５月　１日	働く方の子育て応援事業（市受託）開始
	もりやま社協だより広告掲載開始
平成２１年　６月２３日	介護予防事業（いきいき広場）の実施
平成２１年　７月１５日	理事研修の実施（高島市社協へ）
平成２１年　７月２１日	第２次守山市地域福祉活動計画策定準備会設置
平成２１年１１月　１日	キャップリサイクル事業開始
平成２１年１１月１６日	回想法ボランティア派遣事業（市受託）開始
平成２２年　１月　５日	認知症対応型デイサービス「ひだまり」開所
平成２２年　１月２０日	「シニア後押し事業のあゆみ」発行
平成２２年　３月３１日	団塊世代支援事業（市受託）終了
	常設相談の終了
平成２２年　４月　１日	すこやかシニア応援事業（市受託）開始
平成２２年　５月２１日	第２次守山市地域福祉活動計画作業部会設置（委員１６名、会議11回）
平成２２年　６月　１日	会長に中條忠文就任
平成２２年　６月２４日	第２次守山市地域福祉活動計画策定委員会設置（委員１３名、会議５回）
平成２２年　８月２６日	役員等研修の実施（滋賀県共同募金会パートナーミーティングへの出席）
平成２３年　３月　４日	第２次守山市地域福祉活動計画完成
平成２３年　３月３１日	守山駅前東口自転車駐車場指定管理者の期間満了
平成２３年１１月１８日	全国社会福祉協議会会長表彰を受賞（子育て支援ネットワーク活動の取組み）
平成２４年　３月３１日	地域協働推進事業（市受託）終了
平成２４年　３月３１日	働く方の子育て応援事業（市受託）終了
平成２４年　３月３１日	継続して石田デイサービスセンターの管理運営の指定管理を市から受ける（平成２４年度～２６年度）
平成２４年　４月　１日	いきがい活動ポイント事業（市受託）開始
平成２４年　４月　１日	職員出前講座の開始
平成２５年　１月　７日	心の悩み電話相談「聴かせて！ホットライン」開設（市地域支え合いづくり促進事業補助）
平成２５年　１月１２日	傾聴入門講座の実施（市地域支え合いづくり促進事業補助）
平成２５年　４月　１日	災害時要援護者等寄り添い見守る活動応援事業の開始
平成２５年　４月　１日	エコキャップ活動の開始
平成２５年　９月　１日	生活・就労支援相談室の設置
平成２５年１０月２８日	市社協マスコットキャラクター（名称：もりぴー）決定
平成２５年１２月１０日	理事・評議員合同研修会開催
平成２６年　４月　１日	中村一彦・鈴子守山ほたるの子基金創設
平成２６年　４月　１日	ひとり暮らし高齢者等緊急医療情報配備事業(命のバトン)の実施
平成２６年　４月　５日	市社協ホームページのリニューアル・運用開始
平成２６年　７月２２日	第３次守山市地域福祉活動計画作業部会設置（委員１６名、会議１９回）
平成２６年　８月２５日	情報一斉送信システムの運用開始
平成２６年１０月　１日	福祉車両貸出しお出かけ応援事業の開始
平成２７年　１月	守山ほたるの子サポート事業「ボランティア活動等参加促進事業」開始
平成２７年　１月２０日	第３次守山市地域福祉活動計画策定委員会設置（委員１５名、会議４回）
平成２７年　３月１０日	守山ほたるの子サポート事業「ひきこもり家族交流会」開催
平成２７年　３月１６日	福祉施設等担当者交流会議開催
平成２７年　３月１８日	守山ほたるの子サポート事業「冒険遊び広場講演会」開催
平成２７年　４月　１日	新社会福祉法人会計基準への移行
平成２７年　４月　１日	生活困窮者自立支援法による家計相談支援事業の実施

平成２７年　６月　１日	会長に本城眞佐一就任
平成２７年　６月　１日	ひとり暮らし高齢者友愛訪問強化事業（もりぴ一焼印入り焼き菓子を持って訪問、年２回）
平成２７年　６月　３日	お話し相手ボランティア傾聴入門講座開催
平成２７年　６月１５日	いきがい活動ポイント事業ボランティア交流会開催
平成２７年　７月２３日	財務基盤強化検討会議開催（委員等１３名、会議６回）
平成２７年１２月１２日	レクリエーションボランティアマジック講座開催
平成２８年　２月１３日	石田デイサービスの増改築工事竣工
	スリーハート社協閉所（居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問看護事業を石田デイサービスセンターへ移転）
平成２８年　２月２９日	第３次守山市地域福祉活動計画完成
平成２８年　３月３１日	介護予防事業（いきいき広場）の終了
平成２８年　４月　１日	生活支援体制整備事業（市受託）の実施
	アドバイザー（顧問税理士・社会福祉労務士）の配置
	カフェ型サロン事業助成開始
平成２８年　４月１９日	法人化５０周年記念キャッチフレーズ決定「社協もりやま　つながる絆と　広がる愛」
平成２８年　６月　１日	療養通所介護事業所「めばえ」開設
平成２８年　６月　９日	社会福祉法人守山市社会福祉協議会法人化５０周年
平成２８年　７月１９日	市社協マスコットキャラクターもりぴ一の着ぐるみ作成
平成２８年　８月１０日	専門委員会開催（組織・財務委員会、地域福祉推進委員会、福祉サービス委員会）
平成２８年１２月１７日	市社協法人化５０周年記念守山市社会福祉大会開催
	市社協法人化５０周年祝賀会開催
平成２９年　３月１６日	地域の助け合いを支えるボランティア・フォーラム開催
平成２９年　３月３１日	心の悩み電話相談「聴かせてホットライン」の終了

守山市社会福祉協議会の組織構成図

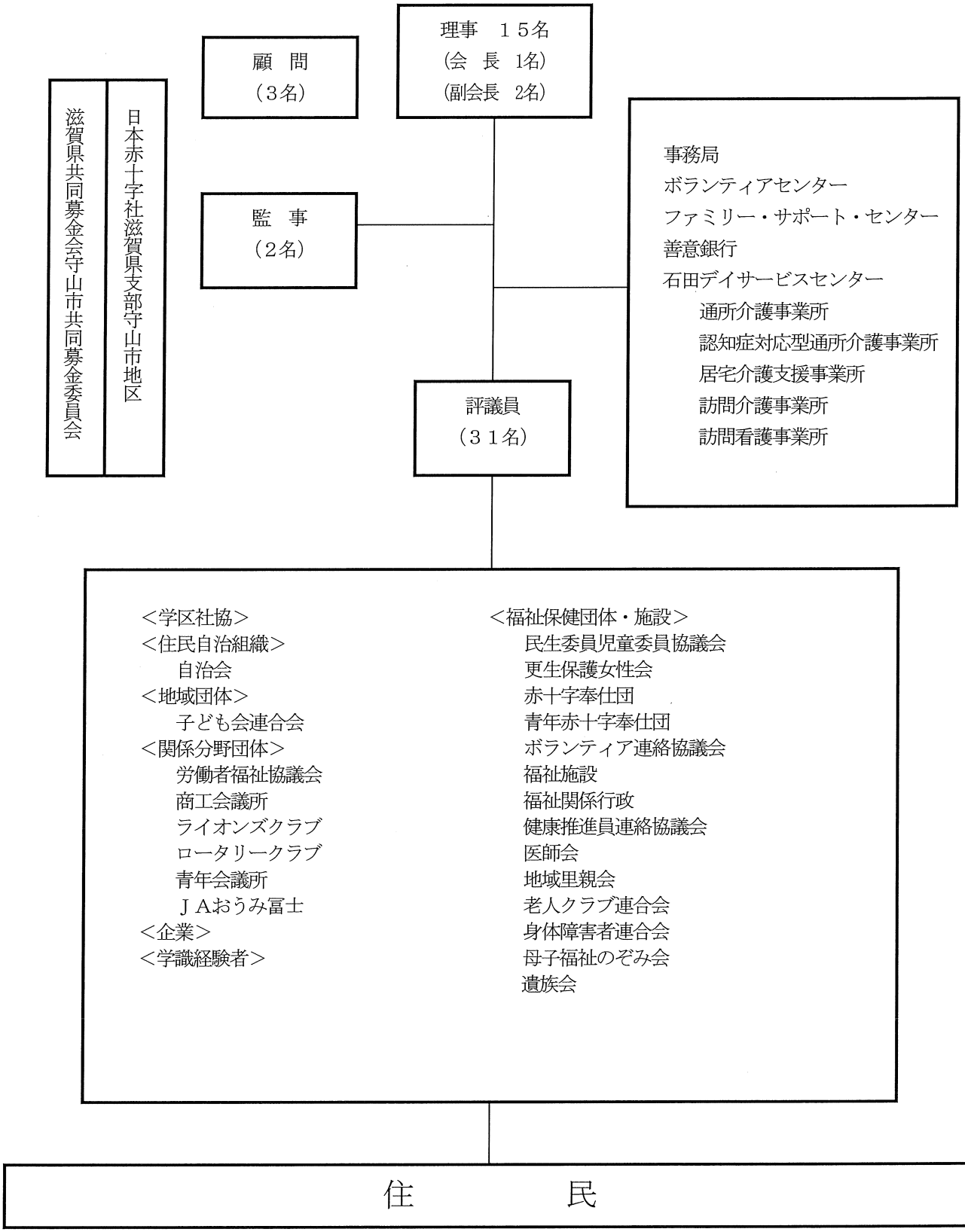

社会福祉法人　守山市社会福祉協議会

〒524-0013　滋賀県守山市下之郷三丁目２番５号
（守山市福祉保健センター内）
ＴＥＬ（077）５８３－２９２３
ＦＡＸ（077）５８２－１６１５

この冊子は、再生紙を使用しています

H29.3